

石川県公報

平成 26 年 4 月 30 日 (水曜日)

号 外

(第 46 号)

目 次

公安委員会
○石川県迷惑行為等防止条例施行規則

1

公 安 委 員 会

石川県迷惑行為等防止条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年四月三十日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第四号

石川県迷惑行為等防止条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年石川県条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会規則で定める客引等防止重点地域)

第二条 条例第八条第四項の公安委員会規則で定める客引等防止重点地域は、別表第一に掲げる地域とする。

(命令の方法)

第三条 条例第八条第五項に規定する命令は、別記様式第一号による再発防止命令書を交付して行うものとする。

2 条例第八条第六項に規定する命令は、別記様式第二号による再発防止命令書を交付して行うものとする。

(公安委員会規則で定める客引等防止重点地点)

第四条 条例第九条の公安委員会規則で定める客引等防止重点地点は、別表第二に掲げる地点とする。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

客引等防止重点地域

番号	地 域	市 町	範 囲
一	片町	金沢市	片町一丁目、片町二丁目及び木倉町
二	金沢駅周辺	金沢市	北安江町、木ノ新保町、此花町六番、昭和町一一番から一六番まで、二〇番から二三番まで、六一九番地及び六三一番地から六三三番地まで、折蓮町、日吉町、広岡一丁目六番から九番まで及び八〇二番地、広岡町、堀川新町一番から四番まで、堀川町四番、本町二丁目六番から九番まで、一一番及び一五番並びに柳町

備考 範囲欄に掲げる各地域を囲む道路を含む。

別表第二（第四条関係）

客引等防止重点地点

番号	地 点	所 在 地	備 考
一	片町交差点周辺	金沢市片町二丁目二番一五号先	交差点のほか歩道部分を含む。

別記様式第 1 号 (第 3 条第 1 項関係)

再 発 防 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

警 察 署 長

取扱者

所属

階級

氏名

印

上記の者に対し、石川県迷惑行為等防止条例 (以下「条例」という。) 第 8 条第 5 項の規定により、次のとおり命令する。

命 令 の 内 容

あなたが行った行為は、条例第 8 条第 3 項の規定に違反するので、更に当該違反行為をしてはならない。なお、この命令の効力は、命令後最初の日出までとする。

命 令 を 行 う 理 由

1 違反日時

年 月 日 時 分 ころ

2 違反場所

3 違反内容

公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為について、客 (第 2 号に掲げる行為については、利用者) となるように誘引 (人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘うことをいう。) をしたもの (条例第 8 条第 3 項)。

第 1 号 飲乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務 (通常衣服等で覆われている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為を伴うものを除く。) 又はこれを仮装したものの提供

第 2 号 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供、飲乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供を伴う営業に関する情報の提供

この処分不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりで。

(注意) 印のある欄については、該当する にレ印を付すこと。

この処分に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県公安委員会（石川県警察本部生活環境課経由）に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）。
なお、処分を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）。
なお、裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 2 号 (第 3 条第 2 項関係)

再 発 防 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

警 察 署 長

取扱者

所属

階級

氏名

印

上記の者に対し、石川県迷惑行為等防止条例（以下「条例」という。）第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり命令する。

命 令 の 内 容

あなたが行った行為は、条例第 8 条第 4 項の規定に違反するので、更に当該違反行為をしてはならない。なお、この命令の効力は、命令後最初の日出までとする。

命 令 を 行 う 理 由

1 違反日時

年 月 日 時 分 ころ

2 違反場所

3 違反内容

- 公安委員会規則で定める客引等防止重点地域内の公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為をしたもの（条例第 8 条第 1 項関係）。
- 第 1 号 次に掲げる行為について、客引きをする目的で、うろつき、とどまり、又はたむろすること。
- イ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
- ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
- ハ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供
- ニ 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供（ロに掲げる行為を除く。）
- 第 2 号 次に掲げる行為について、従事者（ニに掲げる行為については、利用者）となるように勧誘をする目的で、うろつき、とどまり、又はたむろすること。
- イ 人の性的好奇心をそそる見せ物に出演する役務（当該見せ物を撮影するための被写体となる役務を含む。）
- ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務
- ハ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす役務
- ニ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供を伴う営業に関する情報の提供

- 第3号 次に掲げる行為について、客となるように誘引（人に呼び掛けて、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布して、若しくは提示して誘うことをいう。以下同じ。）をする目的でうろつき、とどまり、又はたむろすること。
- イ 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売
- ロ 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供
- ハ 飲乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（通常衣服等で覆われている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいな行為（以下「卑わい行為」という。）を伴うものに限る。）又はこれを仮装したものの提供
- 第5号 条例第8条第1項第1号から第4号までに掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品等を取り上げ、つきまとい、立ちふさがる等執ように客引きをし、又は従事者となるように勧誘をする目的でうろつき、とどまり、又はたむろすること。
- 公衆の目に触れるような場所において、通行人等に対し、次に掲げる行為について、客（第2号に掲げる行為については、利用者）となるように誘引をする目的でうろつき、とどまり、又はたむろしたもの（条例第8条第3項関係）。
- 第1号 飲乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務（卑わい行為を伴うものを除く。）又はこれを仮装したものの提供
- 第2号 人の性的好奇心をそそる見せ物若しくは物品又はこれらを仮装したものの観覧又は販売、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務又はこれを仮装したものの提供、飲乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる役務又はこれを仮装したものの提供を伴う営業に関する情報の提供

この処分に不服がある場合の注意事項は、下記のとおりである。

(注意) 印のある欄については、該当するにレ印を付すこと。

この処分に不服がある場合の注意事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県公安委員会（石川県警察本部生活環境課経由）に対し、審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）。
なお、処分を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）。
なお、裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

